

葛飾区ボランティア保険質疑応答集

No.	項目	質問	回答
1	制度	葛飾区ボランティア保険の対象となる「ボランティア団体の活動」とは、どのような活動ですか	葛飾区内に活動の拠点を置く団体が行う、以下の3つの要件を全て満たす活動です。 1 無報酬(費用の実費弁償は除く)で 2 技術や労働力を提供し 3 公益性のある直接的な活動 ただし、これらに該当している活動であっても、加入時に申請した活動目的以外の活動の場合は、ボランティア保険の対象となりません。 また、スポーツ活動の支援を行う事を目的とする活動も対象となりません。(乳幼児、障害者(児)、高齢者、中学生以下の児童、生徒を対象とするスポーツ活動は対象です)
2	制度	葛飾区ボランティア保険の対象となる被保険者は誰ですか。	ボランティア団体として区長から認められた団体の指導者及び同団体が行うボランティア活動に自主的に参加し、従事する方(小学生以上)です。
3	制度	賠償責任保険・傷害保険ともに疾病が保険の対象外となっているが、避けがたいと考えられる疾病(急激な温度差による心疾患等)は保険の対象になりますか。	説明会資料及び保険約款上では疾病が保険の対象とならない旨が記載されています。 しかし、立ちくらみや突発的な疾病に起因する傷害(立ちくらみを起こし転倒等)については保険の対象となる可能性がありますので、疑問がありましたら所管課もしくは総務課までご相談ください。 なお、平成27年7月1日から熱中症は保険の対象としています。 疾病は対象外のため、新型コロナウイルス感染症は対象になりません。
4	制度	ボランティア活動の定義について教えてほしい。(保険対象と非対象の活動の違いなど)	ボランティア活動とは、ボランティア団体が公益性のある活動は無報酬で、自主的(主体となって)に取り組む活動のことです(No1参照)。団体自身や団体の構成員のための活動や内部の親睦会、レクリエーションはボランティア活動ではないため、保険の対象になりません。
5	制度	個人が行うボランティア活動や災害ボランティア活動はボランティア保険の対象になりますか。	ボランティア保険の対象外です。
6	制度	政治、宗教及び営利を目的とする活動を行うこともあるが、区のボランティア保険に加入できますか。	主たる活動が政治、宗教及び営利を目的とする団体は、区のボランティア保険に加入することができません。 また、主たる活動はボランティア活動であるが、活動の一部に政治、宗教及び利益を目的とする団体は、ボランティア保険の加入は可能です。ただし、左記活動等ボランティア以外の活動中に起きた事故は保険対象外です。

7	傷害賠償	団体活動の一環として、カラオケ大会を開催したところ、カラオケルーム内で転倒し、打撲を負った	この場合、団体内部でのレクリエーション活動と判断できますので、ボランティア活動中の事故とは認められません。 ※団体の親睦目的の活動は保険対象外です。
8	傷害賠償	主催事業が無事終了し団体に打ち上げを行ったが、打ち上げの席でテーブルに足を強打し、翌日レントゲン検査をしたところ、骨にヒビが入っていた	打ち上げの席での事故は対象とはなりません。主催事業中のケガであれば、ボランティア保険の対象になると考えられます。
9	傷害賠償	模擬店や親子での共同スポーツ等というイベント開催時に事故が発生した。レクリエーションとも考えられるが、この状況で発生した事故にボランティア保険は適用されるか	団体によってボランティア活動の定義や目的が異なるため一概に判断することはできません。 所管課や総務課にご相談ください。当日の活動内容やその他状況を確認したうえで、保険適用の適否を判断します。
10	傷害賠償	ボランティア活動中に気分が悪くなり、救急車で搬送され、心筋梗塞という診断を受けたボランティア活動中なので、傷害保険の対象となるか	<u>傷害保険はあくまでもボランティア活動中に負った「傷害＝ケガ」を対象としている保険です。</u> 心筋梗塞や脳卒中といった急激性・偶然性の認められる疾病等であっても、熱中症以外はボランティア保険の傷害保険の対象とはなりません。 また、損害賠償責任保険につきましても、身体に損害を与えた場合に保険の対象とする文言が要綱にあります。「身体に損害」とは原則外傷を指し、 <u>疾病は対象とはなりません。</u>
11	傷害賠償	事故報告の際に必要なことは何ですか。	①日時 ②場所 ③事故発生の状況 ④受傷者の氏名 ⑤傷害の程度を所管課へ報告ください。 ※損害賠償責任の場合は、⑥被害者名 ⑦加害者名も併せて報告ください。また、事故現場・状況の写真撮影をお願いします。状況等が確認可能であれば携帯電話内蔵のカメラでも構いません。
12	傷害	イベント会場で参加者が負傷してしまった場合、傷害保険の対象となりますか。	単にイベント参加していた方は、ボランティア活動中とは認められないため、傷害保険の対象とはなりません。ただし、イベント運営者が運営中などに負傷した場合は、ボランティア活動と認められる場合がありますので、所管課に確認ください。

13	請求	保険金請求時に医療機関発行の領収証の写しと診察券の写しの提出は必要ですか。	実際に掛かった病院と治療費、通院・入院日数の確認のため必要です。
14	請求	保険金請求は治療中にしても構わないのか	原則治療が終了した時点又は事故発生日から180日を経過した時点で請求という形をとっています。 治療中に請求した場合、完治してから再度請求書を提出していただくこととなり、団体の方々の手間となってしまいます。
15	その他	保険対象の判断基準が分からない場合、どのようにしたら良いですか。	所管課及び総務課で保険の対象となるかを判断します。 判断基準につきましては、各団体の活動目的・内容等(No1参照)や、傷害事故であれば負傷した事実及び事故状況等、賠償であれば賠償責任及び事故状況等を判断したうえで保険会社への事故報告書送付の適否を判断します。 区で保険対象になると判断しても、保険会社では対象とならないという判断がなされる場合もありますのでご了承ください。